

「新潟大学における臨床法学教育」

日時：2007年12月17日 16:00～18:00

場所：早稲田大学西早稲田キャンパス8号館808会議室

講師：四ッ谷有喜氏（新潟大学大学院実務法学研究科准教授）

所長・宮川 本日は、新潟大学法科大学院から四ッ谷先生においでいただきまして、新潟大学における臨床法学教育について、お話をいただきます。大体1時間ぐらいお話ししただいて、30分ぐらいの質疑応答という形にしたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

四ッ谷 ただいまご紹介にあずかりました、新潟大学の四ッ谷でございます。専門は民法ですが、新潟大は小規模なロースクールですので、正式な担当者ではないのですが、ロースクール開設以来、本学のクリニック教育に関わっております。

まず御札を申し上げなければいけないので、本日はお招きをいただきまして、ありがとうございます。本来であれば、新潟大学でやっていることをご報告差し上げるよりは、早稲田大におけるクリニック教育の内容を新潟大学が同じという方が適切かとは思いますが、ご指名をいただきましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

レジュメに沿って、ご報告をさせていただきたいと思います。

新潟大学は、1学年定員が60名です。既修、未修の関係で申しますと、いわゆる原則未修型であり、未修者で入学を許可し

た者に対して既修者認定をするという形をとっています。既修者認定を受ける者は例年2名から5名程度です。したがって、通常、50数名が未修者として3年コースを履修するというのが実状です。

在学生人数ですが、現在173名で、お手許にお配りいたしました資料に書かれているかっこ内の数字は休学者数を示しています。ご覧いただいてわかりますとおり、結構帰留者というか、休学者が出ておりまして、後でクリニックの問題点のところでお話をしたいと思いますが、この点が頭の痛いところです。1年、2年次共に、大体60名を超えておりますのは、留年者がいるためです。

教員の構成は、専任教員が33名で、うち研究者教員が23名、実務家教員が10名。実務家教員のうちの弁護士教員が6名。6名のうち、県弁護士会から来ていただいていますが5名、埼玉弁護士会から来ていただいていますが1名です。他に、派遣検察官が1名というのが内訳でございます。その他に現職の法曹でロースクールの教育に携わっているのは、非常勤の実務家教員として弁護士2名、派遣裁判官で裁判官が1名です。ここにあります非常勤の実務家教員2名は、主にリーガルクリニック

この冊子は、日本学術振興会科学研究費・基礎研究(A)課題番号19203006・研究課題「法曹養成教育における経験的方法論としての臨床法学教育の研究」の研究成果の一部である。

Ⅱ実施のための法律相談についてご協力を
いただいている弁護士さんです。

クリニック系の科目としては、リーガルクリニックⅠと、リーガルクリニックⅡを配置しています。いずれも2単位というふうに書きましたが、これは開設当初は1単位科目で運営をしておりました。その後に、実際に授業を実施してみましたがところ、当該科目についてはいざれも学生の負担が結構重いということで、1単位科目から、今年度から2単位科目に変更したものでござります。

必修しておりますので、リーガルクリニックのⅠかⅡのいずれかを学生が履修して、単位を修得しなければ修了することができないという仕組みをとっています。このような仕組みをとりました趣旨は、開設前、議論いたしましたときに、司法試験に目が向いてしまうようになれば、臨床法医学教育系の科目を選択する学生が少なくなってしまうだろうと。そうすると、法科大学院制度が創設された趣旨も踏まえて私たちにできることは、学生にとっては半ば嫌がらせかもしれないけれども、選択必修化して、これを取らないと修了できないといふふうにしようという制度を採用することとしたのです。

以上のような理由から、リーガルクリニックⅠか、リーガルクリニックⅡのいずれかを必ず選択させるという制度をとっています。

それから、臨床法学教育の定義にもよるのかとは思いますが、いわゆるシミュレーション型の科目としては、3年次の後期に法務総合演習というものを用意しております。本題であるクリニックⅠ及びクリニックⅡについてご説明する前に、法務総合演習について、ご説明しておきたいと思います。

3年次の後期に、ほとんど実際の事件に近いようなものを教材に、当事者役を教員が担当するという方法で、いわゆるロールプレイング型の授業を実施しております。当該授業では、学生による当事者からの聞き取り、証拠収集、訴状・答弁書等の書面のやりとり、口頭弁論のロールプレイング等を経て、最終準備書面を作成されるというような内容です。証人尋問を行い、最終的には判決を出す方法を探っており、法廷のロールプレイングの際には外部の先生に、その引き受けボランティアで来ていただいて、裁判官役もやるという内容を2単位授業として展開しています。

以上が法務総合演習の内容です。本題のクリニックⅠとⅡについてですが、クリニックⅠは2年次の開講です。いわゆる、エクスターーンシップ型の科目とはなっていますが、いわゆる「丸投げ」のような形は最も避けなければいけないだろうということで、内容の均一性を保つよう工夫を施しているところでございます。科目自体の担当教員は、専任教員2名ととなってますが、これは弁護士の専任教員の2名です。全体調整と、それから事前事後の授業と、最終的な成績評価が主たる役割です。実際の授業を担当していく大切なのは、指導弁護士です。これについては県弁護士

会を通じて約30名確保いたしまして、学生1人に対して指導弁護士1人が対応するという形態をとっております。成績評価は認定方式ですので、いわゆる優良可ではなくて、合否の方式をとっています。それから、単位は制度上、半期2単位の科目というふうにしておりますが、5ヶ月ぐらいから大体12月ぐらいまで幅をもたせて実施をいたします関係で、実際の運営上は通常実施とほぼ同じような扱いになってしまいます。これを制度上は半期にしなければいけないのは、いわゆるキャップ制等々の問題がありますので、2単位半期というふうにしておきまして、学生がそのほかのクリニック以外の選択科目を取ってますので、例えばある学生は前期に単位を取ったというふうに成績がつきますし、ある学生は後期に取ったというふうに成績がつくという形態をとっております。

クリニック1の年間スケジュールを具体的に申し上げます。まず指導弁護士に対しても、開講前年度の1月下旬に協力していただけそうな方で、かつクリニックをやっていた大体も支障のない方、具体的には、いわゆる実務経験が5年以上の先生方を中心にして、クリニック1・IIについてまとめて意向調査を行います。この意向調査については、例えば「1、IIいずれでもいいです」とか、「1だったやつてもいいけれども2は協力できない」といった形でお返事をいただくことになっております。各弁護士に回答していただいて、これまで数が足りないときがございますので、そのときは、担当教員の弁護士が再度、5年以上の実務経験を有する弁護士に対して個別に協力要請（あるいは説得）をし、履修

学生の人数に対当した数の指導弁護士を確保しております。
その後、指導弁護士を決定して、説明資料を各指導弁護士に対して送付した上で、指導弁護士全員を集めて説明会を行っております。
以上のような指導弁護士への対応と並行して学生に對してガイダンス等を開催します。具体的には、4月中旬に2年次全員に対してガイダンスを行います。リーガルクリニックIとリーガルクリニックIIが選択修得となっている関係上、学生は在学期間中を通じてI・IIいずれを選択するのかをどうぞお聞きください。
がって、2年次が履修できるにはリーガルクリニックIのみですが、2年次生に対するガイダンスにおいては、Iの内容とIIの内容の両方を説明し、その上で2年次にクリニックIを選択するかどうかを決めてもらおうということにしております。
ガイダンス実施後ですが、学生が担当教員に對して受講を希望します。ただ全員の希望が通るというかというと必ずしもそうはないません。新潟県弁護士会もそんなに大きい弁護士会ではございませんので、クリニックIに協力していただけるのは30名が限度です。したがって、クリニックIについては履修記号者が30名を超えた場合には抽選を行っています。この抽選に漏れた学生は、当然に3年次にクリニックIIを履修する権利があるということになります。担当教員が抽選をやって、クリニックIの履修学生が決まった段階で指導弁護士の割り振りをいたしまして、各指導弁護士に担当学生に関する通知をするという形をとっています。

指導弁護士への通知の際には、学生からクリニック1の内容に関する簡単な文書を提出してもらっており、それも併せて指導弁護士に送付するということを行っています。この文書には、学生の希望、例えば「短期集中型で色々な事件について体験したい」とか「事件数は多くなくてもいいけれど、いくつかの事件についてフォロー

いろいろになっております。この日誌についてでは、定型のものを用意しております。原則として指導弁護士も学生も全ての項目について記載をするということになっております。この日誌と、指導弁護士から担当教員のほうに最終的に届く評価に関するモチが、単位認定のための基本的な資料というふうになっております。

事件が終わらないような場合もありますので、先生によつては、実習が始まつ以前に何かしらの手続が進んだ事件をいくつかりストップしておいてくださつて、実習最終回には、事件の解決を見るができるようになるという風に工夫をしてくださつていストップです

さんが相談を担当してくれるということですで、おおむね好評という評価を得ています。実施当初は相談者1名に対して、弁護士2名と学生2名がつくることで圧迫感が生じるのではないか、したがって相談者から苦情が出るのではないかという懸念もあったのですが、そのような苦情も

指導弁護士への通知の際には、学生からクリニックIの内容に関する簡単な文書を提出してもらっており、それも併せて指導弁護士に送付するということを行っております。この文書には、学生の希望、例えば「短期集中型で色々な事件について体験したい」とか「事件数は多くなくてもいいけれど、いくつかの事件についてフォローできるようにしたい」といったことや、特
いうふうになっております。この日誌については定型のものを用意しておりますので、原則として指導弁護士も学生も全ての項目について記載をするということになっております。この日誌と、指導弁護士から相当教員のほうに最終的に届く評価に関するものが、単位認定のための基本的な資料という形になっております。

クリニックIに関しては、エクスター

事件が終わらないような場合もありますので、先生によつては、実習が始まる以前に何かしらの手続が進んだ事件をいくつかりストップしておいてくださつて、実習最終回には、事件の解決をあらがうにできるようになるという風に工夫をしてくださつているようです。

全員が実習を終了するくらいの時期に、全体を集めての事後授業というものを行ひ

さんが相談を担当してくれるということでありますので、おおむね好評という評価を得ているようです。実施当初は相談者1名に対して、弁護士2名と学生2名がつくのではなく、圧迫感が生じるのではないか、したがって相談者から苦情が出るのではないかという懸念もあったのですが、そのような苦情もなく現在に至っています。

に興味を持っている分野について書いてもらったりしています。各指導弁護士は、学生からの希望を勘案しながら、実習を行ってくださっているようです。

シップ型ですから、指導弁護士毎に若干の内容は異なる面がございます。したがって先ほど申し上げた「必須項目」に準じられました部分が実施できていれば、実施期間の長さ

まして、さらにクリニックⅠ・Ⅱ共通でリニック報告会」というものを開催し学生全員及び指導弁護士に出席してもらうというのが、大体1年間のスケジュールです。

護士会所属の先生ですが、これについては後で少し説明を加えます。成績評価は認定方式で、単位も半期2単位です。ただし、クリニック1と同じような理由で、運用上

の下でご指導をいただくよりも前に、学生に対する心構えとか守秘義務とかいうことを含めて、事前講義というものをやっています。その上で、授業の中味としてはカウントされていますが、学生は、事前に指導弁護士と個別に連絡を取って、日程調整などごいさつに伺うというのが通例です。

専かめつても構わぬいといふ制度設計にしております。したがつて、指導弁護士と学生とで話し合いをしまして、学生の希望に添う形で実施するという方法が採られております。実際の実施状況ですが、大体平均的な受講スケジュールというのが2種類に分かれています。一つは、いくつかの事件がある程度最初から最後まで追及してみたび

ダリニックのⅡについては、3年次開講講演会で、法律相談と事務所での事件追及型演習との併用という形をとっています。担当教員はやはり専任教員2名で、役割は先ほどのクリニックと同様、全体調整、事前事後授業の担当、最終的な成績評価と共に、法律相談型の授業への同席というものをしていただいております。したがって、この

は通常で実施しております。年間スケジュールは、対弁護士に関する講義とクリニックⅠとほぼ同じようなところまでございます。学生に対しては、4月中旬に受講生に対する事前授業があるります。クリニックⅡについてはクリニックⅠとは異なり、あらかじめクリニックⅡを選ぼうと思つて、2年次のときにクリニックⅠを

す。その際、予め送付した学生の希望が書かれた文書の内容を含めて指導弁護士と学生との間で打合せが行われているようですが、以上のようなプロセスを経て実際には5月中旬くらいから、打ち合わせたところに指導弁護士との授業が始まるという形態をとっています。

い、そういうものを正面に置きたいという
学生については、割り時間が長くなりつつ、
資料でお示しいたしました①のようなスケ
ジュールになります。

もう一つのタイプは、短期的に総括的に
リストアップされた以外のものも含めて、
弁護士さんの仕事というものを集中的に見

授業に関しましても、学生が行う法律相談には担当教員（弁護士）以外に、指導弁護士がつくという体制をとっています。したがって、実際の法律相談においては、学生2名と弁護士2名（担当教員と指導弁護士）が、1回の法律相談にあたるという形態をとっています。

取らなかつた学生と、クリニックⅠの抽選に漏れた学生が対象になつておりますので、クリニックⅡについては抽選といふことはいたしません。

実際に学生が法律相談を行うというのが、クリニックⅡの主眼ですが、法律相談

2ページ目に入りますが、クリニックのIに関するエクスターンシップ型でございますので、あらかじめクリニックIを担当いただく指導弁護士の先生方に、かなり詳細な実施要領のようなものを作成しております。こちらもその他の資料を併せて送付しております。さらに、指導弁護士のほうでも、日誌を書くこと

たいという学生もありますので、これについては、②のように短期集中型でやつてしまふということが従前から行われているようです。このあたりは、指導弁護士と学生との裁量に、ある程度任せております。終了時期は①のタイプを選択した学生について、1月中旬か遅くとも据え頃に修了いたします。そういたしますと、1件の

そういたしますと、指導弁護士が、同業の違う弁護士さんから自分の法律相談をやっているところというのを見られるということがあります。こうした形態を指導弁護士が嫌がるのではないかという懸念が、実施前にはあったのですが、そのようなことは特に起きません。他方で相談者からすると、弁護士十名ドロースケールの学生

非常に重要な職務であるということは私たちも認識しておりますので、法律相談を実際に学生に行つてもう前に、県弁護士会の法律相談センターが実施する法律相談についてご協力をいただきまして、県弁護士会主催の法律相談を旁聴し当日の相談担当弁護士（これは指導弁護士とは異なります）に対してインタビューリングの進め方

施しております。

これは、法律相談センターの主催する法律相談の日程と割り当てが決まった段階で、各先生方にご協力依頼を出し、趣旨をご説明して、了解を得た先生について学生を割り当てるという方法をとっております。この時に、傍聴を許可してくださいり、インターネットに答えてくださる弁護士についてほぼ全員のボランティアであります。

法律相談の傍聴については、学生が法律相談を傍聴し、法律相談の後に相談担当の弁護士に、お時間を取っていただき、そ

の場で、当日傍聴した個別の法律相談に関する質問であるとか、法律相談の一般論に関する質問であるとか、そういうことを学生が聞き取ってた上で、この傍聴について、聞き取りのレポートを作成し、担当教員に提出するという方法を採っています。

これについては、学生が法律相談を体験するよりも前に行わなければ意味がございませんので、4、5月に集中をして行います。もちろん相談者の了解を得なければいけませんので、実際に傍聴に行って2件分を傍聴したかったけれど、センシティブな事件が続いたので1件しか聞けなかったという学生がいたり、他方でラッキーな学生は1日中何件か傍聴することができたとか、学生によつて差が生じてしまうこともあります。その面では受講学生間の統一性に欠ける面は否めません。しかし、自分で法律相談をやる前に「お手本」をちゃんと見てもらおうということで、こういったことを実施しておりますし、統一性に欠ける面があるにせよ教育効果は高いと感じております。この「法律相談傍聴」終わった後に実際

の授業が進んでいくわけですが、学生が法律相談を体験することができるのですが、どうでも1日だけになってしまいます。1日で相談時間が1件1時間ということでお、1人2件ぐらいしかやってもらえない。それを割り当てるという方法をとっておりまです。この時に、傍聴を許可してくださいり、インターネットに答えてくださる弁護士についてほぼ全員のボランティアであります。

法律相談の傍聴については、学生が法律相談を傍聴し、法律相談の後に相談担当の弁護士に、お時間を取っていただき、そ

の場で、当日傍聴した個別の法律相談に関する質問であるとか、法律相談の一般論に関する質問であるとか、そういうことを学生が聞き取ってた上で、この傍聴について、聞き取りのレポートを作成し、担当教員に提出するという方法を採っています。

これについては、学生が法律相談を体験するよりも前に行わなければ意味がございませんので、4、5月に集中をして行います。もちろん相談者の了解を得なければいけませんので、実際に傍聴に行って2件分を傍聴したかったけれど、センシティブな事件が続いたので1件しか聞けなかった

という学生がいたり、他方でラッキーな学生は1日中何件か傍聴することができたとか、学生によつて差が生じてしまうこともあります。その面では受講学生間の統一性に欠ける面は否めません。しかし、自分で法律相談をやる前に「お手本」をちゃんと見てもらおうということで、こういったことを実施しておりますし、統一性に欠ける面があるにせよ教育効果は高いと感じております。この「法律相談傍聴」終わった後に実際

るというのが全体像です。学生が法律相談を体験することができるのですが、どう

でも1日だけになってしまいます。1日

で相談時間が1件1時間ということでお、1人2件ぐらいしかやってもらえない。それを割り当てるという方法をとっています。

法律相談は生の仕事というものを全く見る機会がないでしょ、1件の事件が動いていくということにはならないのが通例です。したがって、補足的に指導弁護士が相談者がから聞き取りをしたり、学生による回答を補足したり、誤っている部分があれば訂正したりとい

ことが行われます。学生にとっては自分が

メインで相談を受けてみると自分

も勉強になるのですが、その場で指導弁護士が介入することによって、自分のやった

相談で不足していたところが良く分かると

いうことがあります。相談が終わって

後に、別に時間をとつて当該相談について

指導弁護士及び担当教員からレクチャーを

受けます。その際には、学生からも例えば

「なぜ、〇〇という事実について聞き取り

をする必要があったのか」といった形で指

導弁護士に対する質問がなされるというこ

ともあります。担当教員（弁護士）が相談

しゃるのですが、先生によつては、法律相

談だけなら担当してもよいとか、事件追及

だけだったら担当してもよいという先生が

いらっしゃいます。これも先生方によつて

対応はばらばらですので、ご希望を伺つた

上で、それに併せて学生を配置していくと

いう作業が必要になってきます。

したがって、平均的な受講スケジュール

もわかりにくいのですが、レジュメにお示

したように、事件追及型をやりながら、

1回法律相談を傍聴する機会があつて、そ

の上で実際に学生が法律相談をメインでや

るというが全体像です。学生が法律相談を体験する際には、横に指導弁護士

担当する。したがって、例えばA君とBさ

んがグループでいた場合には、1件ずつ主

担当を変えるという形をとつてください

ます。相談時間は1時間で、学生

が聞き取り回答を行つた後、指導弁護士が

補足する。相談終了後、学生、指導弁護士、

同席している弁護士教員の三人で、ディス

カッションをする機会が設けられています。

それと同時に、ごく稀に非常に難しい事件が舞い込んでくることがあります。事件追及型についてですが、ここのことには少しあまりませんので、短期間でやりたいという希望で、1個の事件を追及せずにあります。

ただ弁護士事務所に行って、何個か事件を見てきたという学生さんもいます。「事件追及型」というネーミングからも分かる通り、1件の事件を動態的に見てほしいと思ってこの部分を用意しておりますので、果たして学生の希望を優先することが望ましいことかどうか、この点については今後終わると、次の相談が入つておりますので、法律相談を実施し、その後にレクチャーを受ける、そういう感じで1日のスケジュールが進んでいきます。

具体的な内容はレジュメに大体をお示しましたが、法律相談型の授業の標準型としては、学生2名が1グループをつくる。がつてパツと聞いただけではわかりにくい

ようなこともあるかと思いますので、後で

ご質問いただければと思います。

ここからは、クリニック系科目に対するパックアップ体制についてご説明いたします。この種の科目はもちろん私たちだけで実施できるわけはございませんので、サポート体制が2つ組まれています。一つは、法科大学院の付属機関である地域法実習センターです。センターと名乗っているわりには、建物の何もない機関ではあります、構成員のうち専任教員が2名おります。一応センター所属の教員という形式になつておりますが、先ほど申し上げたロースクールの実務家教員で、県弁護士会から来ていただいている5名のうちの2名が、ここにセントラルの専任教員という形で所属をしております。それから、非常勤弁護士の2名。さらに、私を含め、研究者教員が実務法医学研究科から4名法医学部から2名、弁護士3名がおります。それから、実務法医学研究科の助手1名が協力教員としてセンターの運営に携わっております。このセンターでは定例の会議を月1回やっています。

地域法実務センターというのは、クリニックの教育をメインにはしているのですが、地域への法的サービスの供給という役割も担っておりますので、そういうた業務についても定例会議の中で話し合いをしていきますが、主な業務内容は、法律相談の実施です。

法律相談については、学生の授業実施に必要な期間だけやるという方法もあろうかとは思います、そういういたしますと、ユガーマの側から見ると、いつやっているかわからないということになってしまいますが、学生の授業がある期間はどうかということで、とにかくわざと、通年で実施をしておりことにかかわらず、通年で実施をしており

ます。したがって、センター実施の法律相談には2種類があり、1種類は先ほど述べましたクリニックⅡの授業として実施するもの、もう1種類は通常の法律相談と同様に弁護士が単独で行うものがあります。いざれの法律相談も無料法律相談として実施しています。

実は、センター所属の非常勤教員の弁護士の先生などいうのは、実際には指導弁護士の役割等は担っておりませんで、むしろ弁護士による単独実施の法律相談を担当していただくという役割を担っていますので、お

もう一つがクリニックのIとIIのサポート体制ということで、ここが、早稲田大学とか東京の大学とは多分異なるところだと思いますが、ご存じのとおり、新潟は1つの弁護士会と1つのロースクールしかございませんので、いつたん良好な関係を築くことができれば色々な面でご協力をいただけるという状況にあります。幸い、法科

委員会に定期会議があるわけですが、定期会議に、私たちも研究者教員もオブザーバーとして参加をいたします。この研究者教員は、ほんんど地域法実務センターの業務にコミットしている研究者教員であり、定期会議に参加をして、リーガルクリニックIとかIIの実施に関して様々な要請をしたり、協議をしたりということを行っております。クリニックI、IIも含めて、新潟大学の法科大学院における実務教育全般について、この委員会を通じて協議をしていたり、もはや、この委員会なしには新潟大学ロースクールの実務教育は実施しえないといえるほどの存在になっています。

同委員会は、クリニックI・IIの実施を中心に行なっているのですが、それに限定されるのではなく、例えば独自奨学金を作つてはどうかといった話とか、次期実務家教員のリストアップはどうしましようかとか、そういったことも含めて協議をしていただいております。他県の弁護士会についてリサーチしたことではないのですが、この委員会は法科大学院開設前から設置されているものであり、クリニックI・IIの具体的な授業内容を作成する際にも、弁護士会の実状を踏まえ様々な形で協力をいただきました。先ほどクリニックIIのご説明の際に述べました「法律相談の傍聴」についても、同委員会の全面的な協力及びアドバイスがあつて実現したものでございます。

クリニック教育との関係で同委員会が果たすして下さっている役割には様々なものがありますが、特徴的のこととして、この委員会が主催して、新潟大学法科大学院が

共催する「クリニックの報告会」というものがございます。先程お示しいたしました年間スケジュールの中に、最終授業の後にクリニック報告会というものがあったと思いますが、それがここで言っているところのクリニックの報告会です。この報告会は新潟大学の法科大学院の教員全員、それから委員会の先生、指導弁護士、県弁護士会の先生方全員に開催の通知をいたしました。同席していただけるような組みまして、同席していただけるような組みにはしております。

このような報告会を開くようになった趣旨は、指導弁護士の先生へのお礼の意味があるのですが、法科大学院の制度自体とクリニック教育の意義を、指導弁護士のみならず県弁護士会の先生方に隔々まで理解していただきたいという趣旨もございます。この点を理解していくにあたっては非常に難しいものがありますが、総論的なことを説明するよりも現実にやっていることをお見せするのがよからうということで、ある種広報活動の意味も含めて、クリニックの報告会といふものをやっております。

これについては、指導弁護士の先生にもご報告をいただきますし、クリニックの担当教員にも報告をしていただきます。アーディスカッションのところでは、学生からも意見を述べてもらいます。例えばクリニックをやってみての感想であるとか、学生の側から見て改善して欲しいところとか、そういったところのインタビューも含めて、まさしく本当に報告をしてもらうということをいたしております。

クリニックをやるにあたっては、地裁とか地検の理解及び協力というのも非常に重要だということで、昨年度は地検所長と

検事正もこの報告会に出席して下さいました。所長は、懇親会まで出席して下さり、学生と直接話して下さり、かつ全体に対しても「感激を飛ばす」といった感じのご挨拶をして下さいました。

クリニック報告会は、2月にやりますので学生に対して、特に3年生に時間が悪いというふうに一部から叱られてしまっているので、意義は非常に大きいと思っておりまます。開催時期の問題は今後の検討課題ではありますかが継続していこうというように考えております。

クリニック報告会は、2月にやりますので学生に対して、特に3年生に時間が悪いというふうに一部から叱られてしまっているので、意義は非常に大きいと思っておりまます。開催時期の問題は今後の検討課題ではありますかが継続していこうというように考えております。

クリニック系の科目と関連する他の科目についてもレジュメに列挙しておきました。1年次の司法制度論といふのは、現在期に開講しています。2年次が、要件事実論の教育の部分と法書論理の教育が入ってくるのですが、この2つがいずれも後期開講科目だというところが現在悩みの種ではあります。と申しますのは、一部の指導弁護士からは、「要件事実論を勉強させてから事務所に学生を派遣して欲しい」といつた要望が毎年上がっています。また、法曹論理に関する講義を受講していないにも拘わらず一ガルクリニックIの受講を開始するということについても、これでよいのかどうかということが現時点での検討課題になっています。

クリニックIIの教育効果について。これは私よりも本日ご出席の先生方のほうがあくろ実感しているいらっしゃると思うのですが敢えて申しますと、在学中に、今まで法律基礎科目群に属する科目を勉強しているとき

に、実務に触れて生の事案・生の当事者に触れることができるということによる教育効果は非常に大きいものがあります。特に手続法に関連する科目が頗る著なのですけれども、クリニック系科目を受講することによつて、法律基本科目群に属する科目の理解が格段に深まるというのが学生の声です。そのほかにも、実務基礎科目群に属する他の科目との相互関連性があり、例えば法曹論理についても座学で学ぶのと、実際の依頼者を目の前に各人が遭遇するであろう様々な問題について考えつつ、法曹論理の授業の中で座学で聞いたこととの相互関連性を各学生が考えながら学ぶのとでは格段の差があります。それから、これは非常にうれしかったのですが、修習前の実務導入教育としての役割といふのも大きいものがあります。一つエピソードをご紹介するほうが多分わかりやすいと思うのですが、修習を行つた修了生の話なのですが、修習をやっていると、勿論他大学出身の学生とも会話をすることが多いのですが、その会話の中で他大学の学生でクリニックを受講していない学生が修習で苦心しているということが分かったのだそうです。新潟大における講義を受講していないにも拘わらず一ガルクリニックIの受講を開始するということについても、これでよいのかどうかということが現時点での検討課題になっています。

クリニック系科目を選択必修にしている学生の数がふくらんできています。しかもクリニック系科目を選択必修にしている関係上、学生全員がクリニックIあるいはIIのいずれかを受講させる必要があります。そうすると、新潟県弁護士会を取り巻く現状は、従前よりも多くの修習生を受け入れ、ロースクールからはクリニックの協力要請を受け、学部でもエクステーンシップの学生を受け入れるという状況になっています。ある弁護士さんが「1年中、誰かよその人が事務所に居るという感じですね」と仰っていましたが、一部の事務所ではなく多くの事務所に、このよなことを強いるような結果になってしまいかねないという面がございます。果たして、このような状況を何人の弁護士が受け入れてくれるかと考えますと、少し実施方法などを考へざるを得ないであろうという時期に来ております。

そこで実験的に、来年度は、ご理解いただける先生に申しますは、1名でクリニックIについて2人担当していくだけご

らぬ苦労を強いている科目ではあります
が、今後も選択必修科目として位置づけて
クリニック系科目を実施していく意義は大きいためだらうと思つております。

他方で、修了生の感想ですが、他大学の

新潟大におけるクリニック系科目に関する今後の課題ですが、一番目に挙げたところが、最も今頭を悩ませているところです。具体的には、指導弁護士の確保の問題があります。新潟県弁護士会で受け入れる修習生が従前と比較して増えています。また、開設当初は特に問題は生じなかつたのですが、単位認定を厳格に行い、かつ進級要件も厳しくしておりますので、徐々に在学生の数がふくらんできています。しかしもクリニック系科目を選択必修にしている関係上、学生全員がクリニックIあるいはIIのいずれかを受講させる必要があります。そうすると、新潟県弁護士会を取り巻く現状は、従前よりも多くの修習生を受け入れ、ロースクールからはクリニックの協

力要請を受け、学部でもエクステーンシップの学生を受け入れるという状況になつて

おりません。ある弁護士さんが「1年中、誰かよその人が事務所に居るという感じですね」と仰っていましたが、一部の事務所ではなく多くの事務所に、このよなことを強いるような結果になってしまいかねないという面がございます。果たして、このような状況を何人の弁護士が受け入れてくれるかと考えますと、少し実施方法などを考へざるを得ないであろうという

時期に来ております。

そこで実験的に、来年度は、ご理解いただける先生に申しますは、1名でクリニックIについて2人担当していくだけご

とができないかというお願いをしているところです。ただ、東京の事務所と違つて、県弁護士会の先生方は、いわゆる「一人事務所」が多いものですから、物理的に事務所の面積が足りないというお返事がどうも多そうだという感じがしてあります。そ

うすると、この方法を実現すること自体が、ちょっと苦しいという結果に至るかもしません。ただ、このこととの關係で選択必修をやめてしまうということは、悪行だと思いますので、県弁護士会の多くの先生方に理解していただけるような方法を模索し

つつも、選択必修という制度設計は原に守り続けたいと思います。

2点目のところは、先ほど少し触れたところですが、要件事実論に関する授業の実施時期との関係でございます。ただ、この面については、修習の実務修習とクリニック系科目とを混同しているのではない

かというようにも考えております。要件事実論に該当する科目を受講し単位を取得し

ていなければ、リーガルクリニックを履修してはいけないのか、ということを必ずしもそうではないと思っています。ただより多くかよその人が事務所に居るという感じです。この教育効果を期待しようと思うと、要件事実論に関する知識がゼロのままでクリニックを受講しても良いのかという問題も他方ではあります。この点も、教育効果との關係で、どの程度まで事前に知識を学生に身につけるのがよいのかという検討・検証が必要なところであると思ひます。

それから、地理的要因というふうに書きましたのは、新潟大にいらしていただいた先生方は既におわかりだと思いますが、新潟県弁護士会及び裁判所がある場所から大学までバスで40分とか50分とかかかる

ています。それで、うまくタイミングを合わせて聞かせようと思う事件があったとしても、1時半ぐらいからの事件だと、選択している授業の開講時間との関係で、裁判所に行けないということも生じます。それから、これは学生にittては大きな問題となるのが交通通費の問題です。片道450円のバス代がかかるので、往復900円。これについては現在多くの指導弁護士の先生方が寄付をして下さり、学生に対し実費分を返還することができるのでですが、大学としてはこのようなことまで指導弁護士の先生方におねがいしているといふこと自体が非常に心苦しいところあります。可能であれば、裁判所に近いところにロースクールを移すことができれば一番よろしいのですが、ここのこところがなかなか難しいところです。

もう一つは、研究者教員との連携などのようにして図っていくかということです、これについては、1点は、学生がたまたま法律相談で、例えば理論的にも興味のある事件があつたというときに、彼らはやはり研究者教員に質問したいと思うわけです。ところが、学生はとても眞面目で、守秘義務について非常に厳格に解してしまうがゆえにクリニックで接した事件の事実概要をうまく説明できないのです。そうすると、こちらもうまく答えてあげられない。彼らも守秘義務との関係で、どこまで話したらいいかというのが、特にクリニックⅠで2年生の前期に行った学生などは、なかなか判断がつかなくてどかしい思いをするというわけです。この点はクリニックⅡでも同じような問題が生じます。そうすると、せめてクリニックⅡについて法律相談のと

きなどに、研究者教員が同席できないかといたします。そういうことになるのですが、そういうたしまで、今度は同席する教員の守秘義務の問題がでて参ります。この点をどうクリアしていくのかということが問題になります。また、御案内のとおり学生についてはクリニック受講のための損害保険に加入しても、組みをもつた損害保険がございません。たゞ教員が守秘義務を遵守してくれたとしても同席した法律相談との関係で何らかの問題が生じることも考えあわせますと、教員の同席について二の足を踏んでしまうということがあります。

以上が私がからの報告です。つたない報告ではあります、ご質問、あるいはご教示等いただければ幸いです。

*****質疑応答*****

所長・宮川 どうもありがとうございます。新潟大学のリーガルクリニックⅠとⅡには、そのいずれかを履修する選択必修になつてあるということですね。つまり、臨床教育科目が必修となつてゐるわけで、臨床教育が大変に充実しているわけと、臨床教育が大変に充実していると思います。それはご自由にクリニックで接した事件の事実概要を聞いておられると思います。それでご自由にご意見ございました。

研究員 私がこのお話を聞いて、非常にいいなと思ったのは、要するに、リーガルクリニックⅠとⅡの2つとも、実質はエクスターンシップだけれども、しかし、学生の実態と、それから引き受けける弁護士側の現実に合わせてあり、時間の余裕が相当ありますね。そして、大変工夫されており、

法科大学院側がそれなりにコントロールする、構造化されているという意味で非常に参考になるのではないかと思いました。

全くこういう工夫が存在しない法科大学もあるわけです。それはどうしてそうありますと、午前中で殆どの授業を終わらせて、しかも3年の夏休みはみんな司法試験に忙しいから行けないと。エクスター

ンシップは派遣先にまかせきりで、事務所に朝から晩まで座っていて、それでどんどん時間を費やしているだけということもあります。それだと法律相談に最初同席してもら、その後どういうふうに事件が展開しているかなどを、実際にフォローすることは全然できないわけです。

方があり得るのだということで、大変に参考になりました。だから、これはある意味で、何て言うんだろう、「瓢箪から駒」のような感じをもって話を聞いていました。いろいろな工夫がなされていますよね。そういう意味で、非常によくできているのではないかと思いました。そして何よりも必修にしているというところが、志が高いですね。

研究員 ロースクールの授業全体のほとんどが、大体前半に固まっているということですか。

四ツ谷 そうです。

研究員 それだけ教室はあるんですか。四ツ谷 あるというか、おそらく借りたりとか。でも、教室は3つぐらいはあるのです。

研究員 この教室ですか。

四ツ谷 はい。

研究員 これは結構な大きなビルですね。

四ツ谷 でも、4階と5階しかロースクール用ではありません。4、5階だけで、はやはり時間割の工夫がかなり大変で、うちがこのような方法を実現できることの背景には、東京の大学などと違って、学期中に非常勤講師に担当してもらう授業が、ほとんどのということがあらうかと思います。殆どの授業をうちの教員が担当している建物の4、5階部分に学生の研究室を全員分確保して、両サイドに教室とロー